

施 行 日 令和 5 年 4 月 1 日

大阪市特別支援保育物品購入助成金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市内の民間保育所等、認定こども園(以下「民間保育施設等」という。)において、障がいのある児童の受け入れを促進し、障がい児の地域における生活の保障及び健全な心身の発達等を促し、福祉の増進を図るため、特別支援保育の環境を整える物品購入に対する助成金(以下「助成金」という。)を支給するにあたり必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間保育所等 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けた施設及び同条第 10 項の規定による公示がされた施設、並びに大阪市立児童福祉施設条例別表第 1 で定める保育所のうち、大阪市立保育所運営業務として委託していない保育所を除く。）をいう。
- (2) 認定こども園 認定こども園法第 2 条第 6 項に規定する認定こども園（平成 26 年度に幼保連携型認定こども園の認定返上を行い、幼稚園型認定こども園の認可を受けている施設を除く。）をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の支給を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、原則として、「子どものための教育・保育給付にかかる支給認定証」で保育認定を受けている児童のうち、次に掲げる者（以下「対象児童」という。）が在籍する民間保育施設等を運営する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に基づく身体障害者手帳、療育手帳制度について（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳、または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に基づく精神障害者保健福祉手帳を所持している児童
- (2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象となっている児童
- (3) 医師が身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳が必要と診断した、または大阪市こども相談センターにおいて療育手帳の発行の対象と判定された児童
- (4) 本市が集団保育等において加配が必要であると認める、障がいまたは障がいの疑いに該当すると医師が診断している児童
- (5) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく障害児通所給付費等の給付決定を

受けている児童

(助成の対象及び支給上限額)

第4条 助成の対象となる経費は、対象児童が在籍する民間保育施設等において、保育中に対象児童が主体的に使用する物品、特別支援保育を実施するにあたり合理的配慮の為に必要とする環境整備物品および医療的ケア児の災害対策に必要な備品の購入費（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 助成金の額は、予算の範囲内において前項に定める経費に相当する額とし、民間保育施設等1か所あたりの上限額は、75,000円に民間保育施設等に在籍する対象児童の人数を乗じた額、または975,000円のいずれか低い方の額とする。なお、医療的ケア児が在籍している場合において、医療的ケア児の災害対策に必要な備品を購入した場合は、その上限額に100,000円を加算する。

3 前項後段の加算がなされた場合でも、保育中に対象児童が主体的に使用する物品および特別支援保育を実施するにあたり合理的配慮の為に必要とする環境整備物品の購入にかかる助成金の額は、前項前段の額を上限とする。

(支給認定申請)

第5条 助成金の支給認定を受けようとする者は、大阪市特別支援保育物品購入助成金支給認定申請書(様式第1号)を本市があらかじめ指定した期日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 特別支援保育物品購入助成金計画書[様式第2号]

(2) その他こども青少年局幼保施策部保育所運営課長が指定する資料

(支給認定決定)

第6条 市長は、助成金の支給認定の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、助成事業の目的、内容等が適正であるかどうかを調査し、助成金の支給認定の決定をしたときは、大阪市特別支援保育物品購入助成金支給認定決定通知書(様式第3号)により助成金の支給認定の申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、助成金を支給することが不適当であると認めたときは、理由を付して、大阪市特別支援保育物品購入助成金不支給認定決定通知書(様式第4号)により助成金の支給認定の申請を行った者に通知するものとする。

3 市長は、助成金の支給認定申請が到達してから60日以内に当該申請に係る助成金の支給認定決定又は助成金を認定しない旨の決定をするものとする。

4 前項の規定は、支給認定申請に添付すべき書類が全て到達している事業にのみ適用し、支給認定申請に添付すべき書類が到達していない事業については、全ての書類が到達してから60日以内に助成金の支給認定決定又は助成金の支給を認定しない旨の決定をするものとする。

(支給認定申請の取下げ)

第7条 助成金の支給認定の申請を行った者は、前条第1項の規定による通知を受領した

場合において、当該通知の内容又はこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、大阪市特別支援保育物品購入助成金支給認定申請取下書(様式第5号)により申請の取下げを行うことができる。

- 2 申請の取下げをすることができる期間は、支給認定決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

(支給時期等)

第8条 市長は、助成金の交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）の完了後、第14条の規定による助成金の額の確定を経た後に、助成金の支給認定決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る助成金を支給するものとする。

(助成事業の変更等)

第9条 助成事業者は、対象児童の追加または申請した物品が欠品等により同等品に変更する場合に限って、第6条による認定内容を変更しようとするときは、大阪市特別支援保育物品購入助成金支給認定変更承認申請書(様式第6号)を、助成事業の中止又は廃止をしようとするときは、事前に大阪市特別支援保育物品購入助成金支給中止・廃止承認申請書(様式第7号)を市長に対し提出し承認を受けなければならない。

- 2 前項の申請書(様式第6号)には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 特別支援保育物品購入助成金変更届 [様式第8号]

(2) その他こども青少年局幼保施策部保育所運営課長が指定する資料

- 3 市長は、第1項の申請があったときは、助成事業の変更が適当と認める場合は、大阪市特別支援保育物品購入助成金支給変更承認通知書(様式第9号)により、助成事業の中止又は廃止が適当と認める場合は、大阪市特別支援保育物品購入助成金支給中止・廃止承認通知書(様式第10号)により、それぞれその旨を助成事業者に通知する。

- 4 市長は、助成事業変更が不適当と認めたときは、理由を付して、大阪市特別支援保育物品購入助成金支給変更不承認通知書(様式第11号)により助成事業者に通知する。

(事情変更による決定の取消し等)

第10条 市長は、助成金の支給認定決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、助成金の支給認定決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、大阪市特別支援保育物品購入助成金の事情変更による支給認定決定取消・変更通知書(様式第12号)により助成事業者に通知するものとする。

- 3 市長は、助成金の支給認定決定の取消し又は変更により特別に必要となった次に掲げる経費に限り、助成金を支給することができる。

(1) 助成事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 助成事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

- 4 第4条から前条までの規定は、前項の規定による助成金の支給について準用する。

(助成事業等の適正な遂行)

第 11 条 助成事業者は、助成金を他の用途へ使用をしてはならない。

2 事業により取得した物品については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(立入検査等)

第 12 条 市長は、助成金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、助成事業者に対して報告を求め、又は助成事業者の承諾を得た上で本市職員に当該助成事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(支給認定決定にかかる実績報告)

第 13 条 助成事業者は、特別支援保育物品購入後、本市があらかじめ指定した期日までに、大阪市特別支援保育物品購入助成金実績報告書（様式第 13 号）により市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 特別支援保育物品購入助成金実績報告書（様式第 14 号）

(2) 対象となる経費の領収書又は事業者に対し対象となる経費の振込を行ったことを金融機関が証明した書類、物品ごとの価格の記載のある明細書及び納品された時期がわかる書類（以下「領収書等」という。）

(3) その他こども青少年局幼保施策部保育所運営課長が指定する資料

(助成金の額の確定等)

第 14 条 市長は、第 13 条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査、領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る助成事業の成果が助成金の支給認定決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、支給すべき助成金を確定し、大阪市特別支援保育物品購入助成金額確定通知書（様式第 15 号）により助成事業者に通知するものとする。

(支給認定決定の取消し)

第 15 条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、助成金の支給認定決定等の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正な行為により、助成金の支給認定決定等を受けた場合

(2) 助成金の支給認定決定等の内容及びこれに付した条件その他法令等に違反した場合

(3) 助成金を他の用途へ使用した場合

(4) 第 17 条に規定する書類、帳簿等が保管されていないため、助成金の実績確認が適切にできない場合

(5) その他、市長が不適当と認める事由が生じた場合

2 前項の規定は、助成金について支給すべき額の確定があった後においても適用できるものとする。

3 市長は、第 1 項の規定する取消しを行ったときは、理由を付して助成事業者に大阪市

特別支援保育物品購入助成金支給認定決定取消書（様式第16号）により通知するものとする。

（助成金の支給条件）

第16条 事業により取得した価格が単価30万円以上の物品については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が定める期間を市長が定める期間とみなし、その期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

また、当該物品については、当該物品を取得した日の属する年度末までに、特別支援保育物品（購入単価30万円以上）の取得にかかる届出書（様式第18号）を、市長に提出しなければならない。

2 第1項の物品を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を大阪市に納付させることができる。

3 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告による助成金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第17号）により市長に報告しなければならない。

なお、市長は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を大阪市に納付させことがある。

（関係書類の整備）

第17条 助成事業者は、助成事業に係る経費の收支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第14条の通知を受けた日から5年間保存しなければならない。ただし、事業により取得した価格が単価30万円以上の物品がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が定める期間を市長が定める期間とみなし、その期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（その他）

第18条 本要綱の実施に際しては、本要綱に定めることのほか、こども青少年局幼保施策部保育所運営課長の通知するところによる。

附則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

[様式第1号]

年 月 日

(あて先) 大阪市長

住 所

団体名称

代表者職

氏 名

大阪市特別支援保育物品購入助成金支給認定申請書

標題の支給認定を受けたいので、大阪市特別支援保育物品購入助成金支給要綱第5条第1号に基づき、申請します。

1 対象施設

- (1) 施設所在地
- (2) 施設名

2 支給認定事業の名称、目的及び内容

- (1) 名称 大阪市特別支援保育物品購入助成金
- (2) 目的 障がい児の受け入れを促進し、障がい児の地域における生活の保障及び健全な心身の発達等を促し、福祉の増進を図る
- (3) 内容 特別支援保育の環境を整えるために必要な物品の購入

3 添付資料

大阪市特別支援保育物品購入助成金支給要綱第5条第2項に定める書類

〔様式第2号〕

施設名	
-----	--

特別支援保育物品購入助成金計画書

1 対象児童一覧

対象児童数	
-------	--

	児童名	生年月日	入所年月日	購入予定物品
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				

〔様式第2号〕

2 購入予定物品一覧

対象児童数	施設名																																																																																																												
支給上限額																																																																																																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 10%;">物品名</th> <th style="text-align: center; width: 10%;">個数</th> <th style="text-align: center; width: 80%;">医療的ケア児災害対策物品適用欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>13</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>14</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>15</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>16</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>17</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>18</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>19</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>20</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>21</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>22</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>23</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>24</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>25</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>26</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>27</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>28</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>29</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>30</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>31</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>32</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>33</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>34</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>35</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		物品名	個数	医療的ケア児災害対策物品適用欄	1			2			3			4			5			6			7			8			9			10			11			12			13			14			15			16			17			18			19			20			21			22			23			24			25			26			27			28			29			30			31			32			33			34			35		
物品名	個数	医療的ケア児災害対策物品適用欄																																																																																																											
1																																																																																																													
2																																																																																																													
3																																																																																																													
4																																																																																																													
5																																																																																																													
6																																																																																																													
7																																																																																																													
8																																																																																																													
9																																																																																																													
10																																																																																																													
11																																																																																																													
12																																																																																																													
13																																																																																																													
14																																																																																																													
15																																																																																																													
16																																																																																																													
17																																																																																																													
18																																																																																																													
19																																																																																																													
20																																																																																																													
21																																																																																																													
22																																																																																																													
23																																																																																																													
24																																																																																																													
25																																																																																																													
26																																																																																																													
27																																																																																																													
28																																																																																																													
29																																																																																																													
30																																																																																																													
31																																																																																																													
32																																																																																																													
33																																																																																																													
34																																																																																																													
35																																																																																																													

[様式第3号]

大正青第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市特別支援保育物品購入助成金支給認定決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市特別支援保育物品購入助成金については、次のとおり決定することとしたので、大阪市特別支援保育物品購入助成金支給要綱第6条第1項の規定により通知します。

1 対象施設

- (1) 施設所在地
- (2) 施設名

2 助成金の支給上限額 金 円

3 助成金の支給条件

- (1) 助成事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (3) 市長が、助成金の適正な執行を期するため、助成事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該助成事業者の事務所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (4) 事業の実施に際して入手した個人情報は、大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）の趣旨を踏まえ、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報の保護に必要な体制の整備及び措置を講じ、適正に管理すべきこと。
- (5) その他、支給要綱の規定を遵守すべきこと。

4 その他

本通知の決定内容（支給条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

[様式第4号]

大正青第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市特別支援保育物品購入助成金不支給認定決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市特別支援保育物品購入助成金については、次の理由により支給しないこととしたので、大阪市特別支援保育物品購入助成金支給交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

1 対象施設

- (1) 施設所在地
- (2) 施設名

2 支給しない理由

[様式第5号]

年 月 日

(あて先) 大阪市長

住 所
団体名称
代表者職
氏 名

大阪市特別支援保育物品購入助成金支給認定申請取下書

年 月 日付け大こ青第 号にて通知のあった大阪市特別支援保育
物品購入助成金の交付決定について、大阪市特別支援保育物品購入助成金交付要綱第7条第
1項の規定により申請を取り下げます。

1 対象施設

- (1) 施設所在地
- (2) 施設名

2 助成金支給認定決定通知書を受け取った日

年 月 日

3 取下げの理由

[様式第6号]

年 月 日

(あて先) 大阪市長

住 所
団体名称
代表者職
氏 名

大阪市特別支援保育物品購入助成金支給認定変更承認申請書

年 月 日付け大正青第 号にて助成金の交付認定決定を受けた助成事業について、大阪市特別支援保育物品購入助成金支給要綱第9条第1項の規定により、次のとおり変更の承認を申請します。

1 対象施設

- (1) 施設所在地
- (2) 施設名

2 変更する内容及びその理由

別紙のとおり

[様式第7号]

年　月　日

(あて先) 大阪市長

住　　所
団体名称
代表者職
氏　　名

大阪市特別支援保育物品購入助成金支給中止・廃止承認申請書

年　月　日付け大こ青第　　号にて助成金の支給認定決定を受けた助成事業について、大阪市特別支援保育物品購入助成金支給要綱第9条第1項の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

1 対象施設

- (1) 施設所在地
- (2) 施設名

2 中止・廃止の理由（中止の場合は、その期間）

施設名	
-----	--

特別支援保育物品購入助成金変更届

1 対象児童一覧

対象児童数	変更後
-------	-----

	児童名	生年月日	入所年月日	退所 (資格喪失) 年月日	申請区分	購入予定物品
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

(様式第8号)

施設名	
-----	--

特別支援保育物品購入助成金変更届

1 対象児童一覧

変更後	
対象児童数	

(様式第8号)

施設名	
-----	--

2 購入予定物品一覧

対象児童数(変更後)	
------------	--

支給上限額	
-------	--

	交付決定済の物品名	変更事由	追加・同等品名 (廃番等に伴う物品変更)	個数	医療的ケア児災害対策物品適用欄
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					

[様式第9号]

大正青第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市特別支援保育物品購入助成金支給変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市特別支援保育物品購入助成金支給認定変更承認申請については、助成事業の内容等の変更を承認したので、大阪市特別支援保育物品購入助成金支給付要綱第9条第3項の規定により通知します。

1 対象施設

- (1) 施設所在地
- (2) 施設名

2 承認した内容

助成金の支給上限額 金 円

[様式第 10 号]

大こ青第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市特別支援保育物品購入助成金支給中止・廃止承認通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市特別支援保育物品購入助成金支給認定変更承認申請については、助成事業の中止・廃止を承認したので、大阪市特別支援保育物品購入助成金支給要綱第 9 条第 3 項の規定により通知します。

1 対象施設

- (1) 施設所在地
- (2) 施 設 名

[様式第11号]

大正青第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市特別支援保育物品購入助成金支給変更不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市特別支援保育物品購入助成金支給認定変更承認申請については、次の理由により承認しないこととしたので、大阪市特別支援保育物品購入助成金支給要綱第9条4項の規定により通知します。

1 対象施設

- (1) 施設所在地
- (2) 施設名

2 承認しない理由

[様式第12号]

大こ青第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市特別支援保育物品購入助成金の事情変更による
支給認定決定取消・変更通知書

年 月 日付け大こ青第 号にて支給認定決定した大阪市特別支援
保育物品購入助成金について、大阪市特別支援保育物品購入助成金支給要綱第10条第2項の
規定により、次のとおり取消し・変更したので通知します。

1 対象施設

- (1) 施設所在地
- (2) 施設名

2 取消し・変更の内容

3 取消し・変更の理由

[様式第13号]

年 月 日

(あて先) 大阪市長

住 所
団体名称
代表者職
氏 名

大阪市特別支援保育物品購入助成金実績報告書

年 月 日付け大こ青第 号にて助成金の支給認定決定を受けた助成事業について、大阪市特別支援保育物品購入助成金支給要綱第13条第1項の規定により、次のとおり実績を報告します。

1 対象施設

- (1) 施設所在地
- (2) 施設名

2 助成事業の名称 大阪市特別支援保育物品購入助成金

2 助成金の予定金額 金 円

3 添付書類

大阪市特別支援保育物品購入助成金支給要綱第13条第2項に定める書類

施設名

特別支援保育物品購入助成金実績報告書

1 対象児童一覧

対象児童数

	児童名	生年月日	入所年月日	退所年月日	購入物品
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

〔様式第14号〕

施設名

2 購入物品一覧

助成金の予定額

対象児童数	
-------	--

支給上限額

物品合計	
------	--

+

端数調整等

=

物品購入額合計

	交付決定済の物品名	交付決定した個数	実績	(税抜) (税込) (非課税)	単価	合計	医療的ケア児災害 対策物品適用欄
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							

[様式第15号]

大こ青第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市特別支援保育物品購入助成金額確定通知書

年 月 日付け大こ青第 号にて支給認定決定した大阪市特別支援保育物品購入助成金については、次のとおり助成金額を確定したので大阪市特別支援保育物品購入助成金支給要綱第14条の規定により通知します。

1 対象施設

- (1) 施設所在地
- (2) 施設名

2 確定金額 金 円

[様式第16号]

大こ青第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市特別支援保育物品購入助成金支給認定決定取消書

年 月 日付け大こ青第 号にて支給認定決定した大阪市特別支援保育物品購入助成金については、次のとおり支給認定決定を取消したので、大阪市特別支援保育物品購入助成金支給要綱第15条第3項の規定により通知します。

1 対象施設

- (1) 施設所在地
- (2) 施設名

2 取消しの内容

3 取消しの理由

(様式第17号)

年 月 日

(あて先) 大阪市長

住 所
団体名称
代表者職
氏 名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け大こ青第 号にて支給認定決定を受けた大阪市特別支援保育物品購入助成金について、大阪市特別支援保育物品購入助成金支給要綱第16条第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 対象施設

- (1) 施設所在地
- (2) 施設名

2 助成金交付額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額(要助成金返還額)

金 円

4 添付書類

- (1) 3の消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額に係る確定申告の写し(確定申告後に修正申告等を行った場合にはその修正申告の写し等)
- (2) 3の消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額の積算内訳等
- (3) その他市長が必要とするもの

(様式第18号)

施設名

特別支援保育物品(購入単価30万円以上)の取得にかかる届出書

	物品名	購入年月日	廃棄年月日	製造業者	型番等	取得金額 (税込)	個数	合計
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
合計								

1点30万円以上の物品を購入した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を市長が定める期間とみなし、その期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。